



金 沢 市 公 報

号外第8号

平成27年(2015年)3月17日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○ 高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康総務課)	1

条 例

高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第1号

高齢者等の医療費の助成に関する条例及び子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例(昭和45年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「1,000円」を「市長が別に定める額(当該額が1,000円を超えるときは、1,000円)」に改める。

第4条第2項中「石川県国民健康保険団体連合会」の次に「又は社会保険診療報酬支払基金」を加える。

(子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1,000円」を「市長が別に定める額(当該額が1,000円を超えるときは、1,000円)」に改め、同条第3項中「石川県国民健康保険団体連合会」の次に「又は社会保険診療報酬支払基金」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 医療費の助成は、助成の額を医療証の交付を受けた保護者に支払うことによつて行ふ。ただし、前条第3項に規定する場合は、当該指定医療機関等に支払うことによつて行ふことができる。

2 前項ただし書の規定による支払があつたときは、医療証の交付を受けた保護者に対し、助成があつたものとみなす。

附 則

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例（以下「新高齢者等医療費助成条例」という。）及び第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例（以下「新子育て支援医療費助成条例」という。）の規定は、平成27年7月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新高齢者等医療費助成条例第2条の2第1項の規定による児童に係る資格証の交付、新子育て支援医療費助成条例第4条第1項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

平成27年(2015年)3月17日 印刷
平成27年(2015年)3月17日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄